

## 鳥取県動物福祉推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県動物福祉推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の主旨に基づき動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発活動を行う団体等を支援し、県民の動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上と人と動物が共生できる社会の実現を推進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下に同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とし、事業実施期間は交付決定日の属する年度中とする。

ただし、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）があり、その収入額が補助対象経費から本補助金の額を控除した額を超過する場合は、本補助金の額からその超過額を控除することとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の総額が30千円未満の時は、本補助金は交付しない。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する30日前までに行わなければならない。また、年度当初から事業を開始するものについては、事業年度の4月10日までに交付申請を行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前例第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(交付決定をしない場合)

第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益に繋がる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業毎に別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(情報の公表)

第9条 事業を広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、補助金の交付を受け

た事業の申請及び報告の書類は、個人情報を除き公表する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月14日に施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日に施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日に施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金上限	6 重要な変更
動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上に取り組む事業(注1)	団体（非営利公益活動団体（法人格の有無を問わない。）、地域住民組織 （主な活動場所を中部総合事務所又は西部総合事務所（以下、「総合事務所」という。）の管内とする者に限る。）	(1)講師等謝金、旅費（注2） (2)会場・機器使用料及び会場設営費 (3)広告宣伝費 (4)事務経費（消耗品、印刷製本費、通信運搬費） (5)必要な委託に係る経費（注3） (6)普及啓発資料作成費 (7)その他知事が必要と認める経費(注4)	1/3	10万円	本補助金の増額に係るもの
	公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、認定された団体及びその支部団体）、県登録譲渡ボランティア（犬及び猫のボランティア譲渡実施要領（令和2年4月1日第201900345984号生活環境部長通知）第3により登録された者で、主な活動場所を総合事務所の管内とする者に限る。以下同じ。）	1/2	団体 30万円 個人 10万円		
県から犬・猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動	県登録譲渡ボランティア	総合事務所から譲渡された犬・猫に係る以下の経費 (1)犬及び猫の譲渡会に係る会場費、広告費 (2)その他知事が必要と認める経費（注5）	1/2	団体 50万円 個人 20万円	本補助金の増額に係るもの
		1 総合事務所から譲渡された犬・猫に係る以下の経費 (1)不妊去勢手術費 (2)マイクロチップの装着費 (3)疾病検査、疾病予防ワクチン接種等の衛生費（注6） (4)狂犬病予防法に基づく注射料、注射済票交付手数料、登録料 2 総合事務所から飼養預託された離乳前の犬・猫の飼養に要する粉ミルク（注7）	10/10		

※特記事項

- 注 1 本補助金の交付を受ける初年度にあつては、原則として、新たな取組み、これまでの事業の拡充又は試行的な取組みを行う事業に限る。なお、事業に係る収入の一部を他団体等に寄附したり団体の運営に係る経常的な経費として充当するための事業など、補助事業として不適当と認める事業は対象としない。
- 注 2 旅費は、事業実施主体の構成員を講師等とする場合にあつては、事業に主要な役割を果たす場合に限る。
- 注 3 委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合にあつては、この限りではない。
- 注 4 犬のしつけ方教室に係る経費及びボランティアとして保護している動物の飼養に係る経費は対象としない。また、団体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものを除く）、概ね 3 万円以上の備品費、その他補助対象として不適当と認められる経費は対象としない。
- 注 5 保護している動物の飼養に係るエサ代、ペットシート、首輪購入費等飼養管理に係る経費は対象としない。但し、動物病院から治療に必要と判断され処方されたペットフード等は対象とする。
- 注 6 疾病検査、疾病予防ワクチン接種、予防接種、血液検査、寄生虫駆除は、いずれも各処置について 1 頭あたり 4,000 円を上限とする。また、疾病の治療については、他の動物への感染の可能性がある感染症のみを対象とし、その他の疾病・傷病の治療はその他知事が必要と認める経費として取扱うこととする。
- 注 7 離乳前の犬、猫 1 頭につき粉ミルク（150 グラム缶）を飼養預託期間に応じて最大 3 缶まで支給することとする。

様式第1号（第4条関係）

〇〇年度鳥取県動物福祉推進事業計画書

区 分	内 容
1 情報公開の承諾	<p>本補助金の申請及び報告に係る提出書類について、本補助金が交付された場合に事業内容について個人情報を除き公開することについて</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾します。</p> <p>（承諾いただける場合はチェックを入れてください。）</p>
2 事業の目的	
3 事業実施体制	
4 事業内容	<p>（啓発事業については①実施予定日、②対象者、参加（予定）人数、③開催場所、④事業概要など。譲渡事業については①実施予定期間、②犬・猫に区分した実施予定頭数（要ケア動物受入れ可能頭数）、③譲渡会会場、④事業概要などを予定している範囲で具体的に記載）</p> <p>※実施事業のうち、対象経費が委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載してください。</p>
5 社会性	<p>（事業等が地域や社会に与える影響や効果について記載してください。）</p>
6 計画の実現性	<p>（十分な体制のもと取り組みを主体的に行い、計画を実現することがわかるように記載してください。）</p>

7  他の補助金等の活用の有無	(本事業において活用を予定する他の補助金、助成金等があれば、その名称及び助成元の団体名及び連絡先を記載してください。)		
	活用の有無	活用する補助金等名称	助成元の団体名、連絡先
	有 無		
8  事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
9  消費税の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般課税事業者</li> <li>・ 簡易課税事業者</li> <li>・ 免税事業者</li> <li>・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等</li> <li>・ 地方公共団体</li> <li>・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者</li> </ul>		
10  近年の活動実績	(団体として過去2年間に取り組んだ活動実績(時期及び活動内容)を記載してください。)		
11  県内事業者への発注が困難である理由(別表の注書2の申請を行う場合)			

注：上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

担当者連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

(添付書類)

- 1 団体規約(規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等)
- 2 構成員名簿(主要な構成員(3名以上)に係るもの)
- 3 その他申請事業の参考となる資料

様式第 2 号（第 4 条関係）

〇〇年度鳥取県動物福祉推進事業収支予算書

収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県補助金		
自己資金		うち参加費 円(内訳 )
その他の収入		
合 計		

支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
合 計		

様

職 氏 名



年度鳥取県動物福祉推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県動物福祉推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取県動物福祉推進事業補助金交付要綱（平成27年3月18日付第201400185554号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

〇〇年度鳥取県動物福祉推進事業報告書

区 分	内 容
1 事業の目的	
2 実施体制	
3 事業結果	(啓発事業については①実施日、②参加人数、③開催場所、④事業概要など。譲渡事業については①実施期間、②犬・猫に区分した実施頭数（要ケア動物受入れ頭数）、③譲渡会会場、④事業概要などを具体的に記載)
4 事業成果	(事業実施により得られた成果や課題、今後の展開などを記載)
5 消費税の取り扱い	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

2：下記の書類も提出してください。

事業の様子が分かるもの（事業で作成した資料、チラシ、パンフレット、写真等）、動物病院で検査、治療、予防接種等を受けた場合は、領収書の写しに譲受けた年月日、事務所名、毛の色などの特徴、通し番号等、県から譲り受けた犬・猫の個体が識別できるように、記載をしたもの

担当者連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第 5 号（第 8 条関係）

〇〇年度鳥取県動物福祉推進事業収支決算書

収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
県補助金			
自己資金			うち参加費 円（内訳 ）
その他の収入			
合 計			

支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
合 計			

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所  
名 称  
代表者役職  
代表者氏名 印

年度鳥取県動物福祉推進事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県動物福祉推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、次のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額 金  
円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金  
円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金  
円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金  
円
- 5 添付資料  
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類  
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）  
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第6号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区	分	課税仕入れ			共通対応分	非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分			
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法